

議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年5月9日（金曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時16分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人
委員 長 鋪 田 博 紀
副委員長 江 西 照 康
委 員 柏 佳 枝
// 織 田 伸 一
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 金 谷 幸 則
// 舎 川 智 也
// 高 田 真 里
// 東 篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者
議 員 金 山 茜
// 野 上 明 人
// 福 田 敏 彦
// 金 井 毅 俊
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦

議 員	村 上 和 久
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

7 会議の概要

委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に久保委員、松井委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、大きな協議事項の1番目、6月定例会の運営についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

まず、市長から6月9日（月曜日）に6月定例会を招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

次に、議案説明会については、6月2日（月曜日）に開催となりますので、御承知おき願います。

また、議案書は、6月6日（金曜日）に当局より配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず1つ目は会期及び審議日程についてであります。

まず、審議日程についてありますが、お手元の資料1に記載しました日程（案）としてはどうかと考えており、招集日以降の日程について読み上げたいと思います。それでは、申し上げます。

6月9日（月曜日）本会議（提案理由説明ほか）、
6月10日（火曜日）から6月12日（木曜日）議案調査日、6月13日（金曜日）本会議（一般質問）、6月14日（土曜日）、6月15日（日曜日）休会、6月16日（月曜日）本会議（一般質問）、6月17日（火曜日）議案調査日、6月18日（水曜日）本会議（一般質問）、6月19日（木曜日）本会議（一般質問）と予算決算委員会（前期全体会）、6月20日（金曜日）経済教育分科会及び経済教育委員会、6月21日（土曜日）、6月22日（日曜日）休会、6月23日（月曜日）厚生分科会及び厚生委員会、6月24日（火曜日）建設分科会及び建設委員会、6月25日（水曜日）総務環境分科会及び総務環境委員会、6月26日（木曜日）予算決算委員会（後期全体会）、6月27日（金曜日）

）議案調査日、6月28日（土曜日）、6月29日（日曜日）休会、6月30日（月曜日）本会議（委員長報告・質疑・討論・採決ほか）となります。日程については、以上のとおりであります。したがって、会期は6月9日から6月30日まで、22日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
ここで、6月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。
最終日、6月30日の討論・採決に向けた通告期限については、6月26日（木曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が6月27日（金曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。
次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。
お手元の資料1に記載のとおり、一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が6月3日（火曜日）の正午まで、次に、一般質問予定書の提出期限については、6月4日（水曜日）の午後3時までであります。
なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、チームズにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。
その上で、今定例会初日、6月9日（月曜日）の正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。
発言通告書を提出する際には、通告時間に見合った量の質問となるよう十分配慮していただきたいと思います。
また、その際にもし質問の補足として配付したい資料があれば、併せて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、6月10日（火曜日）の本委員会にて、資料の配付を認めるかについての協議を行いたいと思います。

なお、今回新しく結成されました会派には、事務局より質問予定書の様式を配付させます。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、6月10日（火曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思います。

ここで、一般質問の質問順番について、前任期と同様、ドント方式により決定する場合の案をお手元に参考配付しておりますので、御確認ください。

それでは、お諮りいたします。

質問の順番については、前任期と同様、ドント方式により決定することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、所属議員数が同じ会派については、各会派間で御協議の上、事務局に御報告いただいておりますので、各会派で協議した結果を5月16日（金）の正午までに事務局に御報告いただきたいと思います。なお、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は6月9日（月曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、6月10日（火曜日）の本委員会において、一括して報告いたします。

最後に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は6月18日（水曜日）の午後5時までとなります。

次に、大きな協議事項の2番目、意見書提出要請の請願の取扱いについてであります。

このことについて、事務局より説明させます。

議事調査課長　〔資料３により説明〕

委員長　ただいまの説明について、質問等はございますか。

久保委員　確認ですが、意見書提出要請の請願については、意見書の案文が添付されているケースがあると思うのです。その意見書の案文のとおり採択してほしいという願意が請願者や紹介議員にある場合は、意見書の内容について委員会で独自に検討する必要はないと考えるのですが、それでいいのでしょうか。それとも、そのような趣旨の意見書を採択するに当たって、請願に添付された案文を基に委員会で作り直すことが前提になるのか、この点だけしっかりと決めておいていただければいいのかなと。
案文が添付されていない場合は委員会でつくらなければならないと思うのですが、案文がある場合については、基本的には一言一句変えないという前提で議決することになるのではないかと思いますので、この点について整理をお願いします。

委員長　ただいまの点について、議会事務局から何かございますか。

議事調査課長　久保委員がおっしゃいましたとおり、意見書の案文が添付されているものがほとんどでございます。
ただ、請願者が添付した意見書の案文は、あくまで議員が意見書を作成する際の参考資料という位置づけであると考えております。
そのため、請願者が作成した案文と異なる表現の意見書を議員が立案することも考えられるのではないかと考えております。
このことから、その取扱いについて、議会運営委員会で御協議いただければと思います。

久保委員　今のお話でしたら、案文を添付していただいた場合でも、案文とは表現が一部異なる意見書が採択され

る可能性があることについて、紹介議員や請願者の同意をしっかりと取っておいていただかないと、結局、請願者が思っていたものと違う表現になっては、意見書の意味もなくなってくると思います。

ですので、案文はあくまで案文として委員会の中で検討するということならば、その点はしっかりと周知して、請願者も紹介議員もちゃんと理解した上で提出していただくということを徹底していただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
今ほど久保委員から御発言がございましたことも含めて、このことについて、6月定例会に向け、本委員会において協議を行いたいと思いますので、各会派で十分御協議いただきますようお願いいたします。
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。
ここで、先ほどの意見書提出要請の請願の取扱いとは別に、前任期の本委員会において、改選後に協議することとされていた事項について、事務局より説明させます。

議事調査課長 それでは、前任期の本委員会において、改選後に協議することとされました事項について御説明いたします。

まず、1つ目に、代表質問の在り方についてでございます。

このことにつきましては、去る令和7年1月27日の本委員会において協議を行ったところ、「質問時間に対し質問項目、答弁項目が多いのではないか」

「代表質問では各部局の指針、予算の方針といった大局に関わることを優先し、細部に関しては一般質問で聞くべき」「現状どおりで問題ない」「改選により富山市議会の会派構成も変わることが考えられる」といった意見などがあり、改選後にその在り方

を協議することとなっております。

なお、前任期中に本協議項目の資料とすべく実施いたしました中核市照会の結果につきましては、再掲となりますが、モアノートに格納する予定でございますので、御確認いただければと思います。

次に、2つ目、請願のオンライン化、陳情の取扱いについてでございます。

このことにつきましては、去る令和7年2月20日の本委員会において、請願をオンラインで受け付ける場合の方法などについて協議を行いました。

請願のオンライン化につきましては、オンライン化しなくても本制度が止まるわけではなく拙速に進める必要がないといった意見があり、請願の提出方法については現状どおりとし、改選後に協議することとなっております。

また、その際に、陳情の取扱いについて、現在議長が全ての陳情を精査して審査するのかどうかの判断をしているが、審査対象としない場合、その説明責任が生じるため議長の負担は大きく、そもそも陳情を全て審査対象とするのではなく議員配付とすることでよいのではないか、会派や議員は、配付された陳情をもって一般質問や委員会質疑に活用することができるといった提案があり、改選後にその在り方を協議することとなっております。

説明は以上でございます。

委員長

ただいま説明のあったこれらの事項について、今後、本委員会において協議を行いたいと思いますので、各会派で御協議いただきますようお願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会
(令和 7 年 5 月 9 日)
議会運営委員会記録署名

委員長 鋪 田 博 紀

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 松 井 邦 人